

市立幼稚園に在籍する園児の保護者様へ

平成30年度（9月～翌3月分） 神戸市立幼稚園保育料減額・免除のお知らせ

神戸市では、経済的な理由により保育料の納入が困難な保護者に対して、保育料の全部又は一部を免除しています。免除又は減額を希望される方は、このお知らせをお読みいただき、幼稚園へ申請を行ってください。

担当課：神戸市教育委員会事務局 学校経営支援課 学事計画係
TEL 3 2 2 - 5 7 6 3（直通）

申請には園児と同居している方全員の証明書類が必要です。
(ただし、その方が配偶者控除の対象となっている場合は必要ありません。)

1. 平成30年度 対象者及び減額免除額

種別	減免区分	基準	減免後の額 (月額)	添付書類
利用者負担額 (保育料)	1	・市民税所得割額がかかっていない世帯	0円	4-1へ
	2	・市民税所得割額が 64,000円 以下の世帯 (政令指定都市以外で発行された証明書の場合は、48,000円以下)	3,360円	
	3	・市民税所得割額が 78,666円 以下の世帯 (政令指定都市以外で発行された証明書の場合は、59,000円以下)	5,050円	
	4	・児童養護施設に入所している方	0円	4-2へ
	5	・上記にあてはまらないが、失業などの特別な事情がある世帯		

※減免区分2及び3の欄において下段に記載しているものについては、
政令指定都市以外で発行された証明書の基準額になります。

2. 申請書と添付書類の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 9月～翌3月分保育料減額・免除申請

(9月～翌3月分保育料の減免についての所得の確認は、「平成30年度」(29年分所得)証明書で行います。)

平成30年 **12月7日(金)**

(2) 提出先 通園している幼稚園

※神戸市立幼稚園児が2人以上いる場合は、それぞれ一枚ずつ、申請書と添付書類が必要です。